

スポーツ振興くじ（第678回）の試合の指定に係る変更の公示

独立行政法人日本スポーツ振興センター公示 投第158号

平成26年2月6日付け独立行政法人日本スポーツ振興センター公示投第157号における公示のうち、第678回について、スポーツ振興投票の実施等に関する法律施行規則（平成10年文部省令第39号）第3条第3項の規定に基づき、公示内容を次のとおり変更することとしましたので、公示します。

平成26年2月12日

独立行政法人日本スポーツ振興センター
理 事 長 河 野 一 郎

○変更内容

<変更前>

9 1等の払戻金の最高限度額について本センターが定める金額

(1) BIG

一口300円に対し、3億円（加算金のあるときにあつては、6億円）

<変更後>

9 1等の払戻金の最高限度額について本センターが定める金額

(1) BIG

一口300円に対し、6億円（加算金のあるときにあつては、10億2円）